

社会福祉法人シナプス役員(理事・監事)報酬規程

(平成 29 年 6 月 10 日 制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人シナプス（以下「法人」という）役員報酬に関する必要な事項を定めるものとする。

(役員定義)

第 2 条 この規程において、「役員」とは、社会福祉法人シナプス定款（平成 29 年 4 月 1 日制定）第 16 条に規定されているとおり、評議員会の決議によって選任された、理事及び監事をいう。

(役員報酬総額)

第 3 条 役員に対する各年度の報酬は、評議員会において定めたとおり、各年度の総額が 200 万円を越えない範囲とする。

(理事会出席報酬)

第 4 条 役員が理事会に出席したときの報酬は下記の金額とする。但し、法人常勤職員を除く。

報酬額 25,000 円（源泉所得税を含む）

(その他報酬)

第 5 条 役員が理事会に出席する日以外の日において、職務執行上の必要から業務にあたった場合は、下記報酬を支払う。尚、法人常勤職員は除く。

報酬額 25,000 円（源泉所得税を含む）

(退職慰労金)

第 7 条 別途役員退職慰労金規程のとおり理事長に、退職慰労金を支給する。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を必要とする。

付則

この規程は、平成 29 年 6 月 10 より適用する。